

# さっぽろ しょうしゃがらん 障がい者プラン

がいようぼん  
概要版

けいかく き かん へいせい ねん ど かいていぼん  
計画期間：平成 24 ～ 29 年度 (改定版)



しあわ くらーぼー  
「幸せのグローバー」

さっぽろ し りつひがししろいしちゅうがっこう 3 年 ねん とみ え もも ち さくひん  
札幌市立東白石中学校 3 年 富江 桃地さんの作品  
へいせい ねん ど しょうがいしゃしゅうかん ぼす た ー ちゅうがくせい ぶ ゆうしゅうしょう  
【平成 26 年度 障害者週間のポスター】中学生の部 優秀賞

へいせい ねん がつ  
平成 27 年 4 月  
さっぽろ し  
札幌市

## 障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

### (1) 障がい者保健福祉計画

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

### (2) 障がい福祉計画（第4期）

根拠法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）

障がい福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

## 計画期間

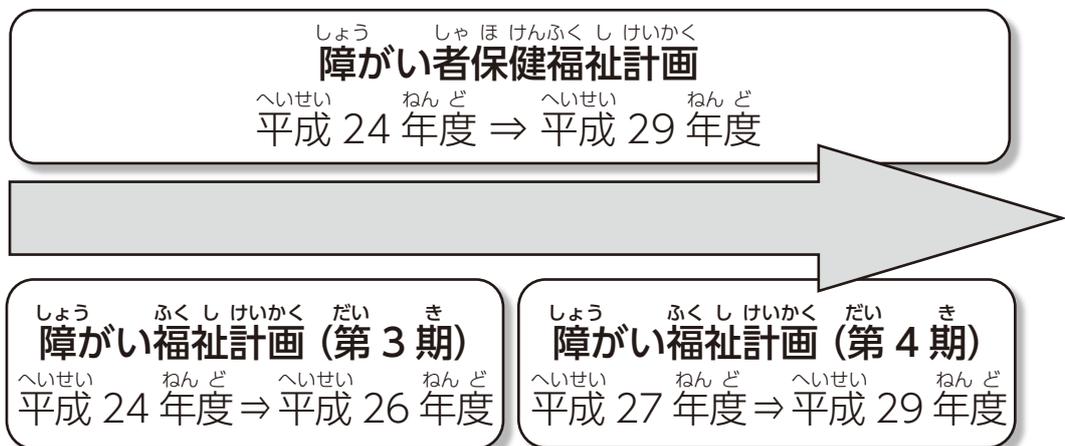
障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

◆障がい者保健福祉計画 6年間

（平成24年4月から平成30年3月まで）

◆障がい福祉計画（第4期） 3年間

（平成27年4月から平成30年3月まで）



(1) 障がい者保健福祉計画の一部見直し

障がい者保健福祉計画の計画期間は平成30年3月までですが、計画策定後、障害者総合支援法の施行や障害者差別解消法の成立、災害対策基本法の改正など、障がい者施策の進展が図られています。

このような動向を踏まえ、新たな分野として「分野9 安全・安心」、  
「分野10 差別の解消・権利擁護」及び「分野11 行政サービスにおける配慮」を設けるなど、計画の一部見直しを行い、障がい者施策をより一層進めていきます。

(2) 障がい福祉計画（第4期）の策定

障がい福祉計画（第3期）の計画期間の終了に伴い、新たに策定するものです。

「地域生活支援拠点等の整備」など、新たな成果目標を設定するとともに、第3期計画ではサービスの見込量を定めていなかった児童福祉法に基づく障害児支援についても、新たに見込量を定めるなど、前計画からの見直しを行っています。

【参考】障害者基本法による障害者の定義について

障害者基本法第2条では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

# しょう しゃ ほ けん ふく し けい か く ぶ 〈障がい者保健福祉計画の部〉

## しょう しゃ ほ けん ふく し けい か く たい けい し ず 障がい者保健福祉計画の体系図

### き ほん り ねん 基本理念

しょう ひと ひと し みん だれ たが じん か く こ せい そん ちやう  
障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し  
ささ あ きやう せい しゃ かい じつ げん  
支え合う共生社会の実現

### けい か く も く ひやう 計画目標

- ち い き しゃ かい しょう ひと たい り かい そく し ん  
1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- し せつ びやう いん ち い き い こ う す い し ん さ ー び す じ こ け っ て い し え ん  
2 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- ち い き せい か つ ささ さ ー び す て い き やう き ばん いっ そ う じゅう じ つ  
3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- し み ん ち い き じ ぎ やう しゃ れん けい きやう か ち い き ふく し り ゃ く こ う じやう  
4 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

### ぶ ん や 分野

- り かい そく し ん 1 理解促進
- せい か つ し え ん 2 生活支援
- ほ けん い り やう 3 保健・医療
- せい か つ か ん きやう 4 生活環境
- きやう いく は た た つ し え ん 5 教育・発達支援
- こ やう しゅう ろう 6 雇用・就労
- じやう ほう こ み ゅ に け し ゃ ん 7 情報・コミュニケーション
- す ぽ ー つ ぶ ん か 8 スポーツ・文化
- あん ぜん あん し ん 9 安全・安心
- さ べつ かい しやう けん り やう ご 10 差別の解消・権利擁護
- ぎやう せい さ ー び す はい り ゃう 11 行政サービスにおける配慮

● 基本施策

- 基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進  
 基本施策 2 公共サービス従事者などに対する理解促進  
 基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。
- 各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することにより、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

重点取組 (例)

- ◆出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報  
 地域に出向いて、市民のみなさんと情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。  
 また、普及啓発用冊子等を活用し、障がい者理解の促進を図ります。
- ◆障がい当事者の講師派遣  
 障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校等に派遣して、講義等を行い、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

● 基本施策

- 基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策 3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 基本施策 4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 発達障がいのある人やその家族に対して、関係機関の連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。
- 難病患者の人に対して、難病等の特性（一日の中での病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実に努めます。
- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

重点取組 (例)

◆ 相談支援事業の充実

相談支援事業所において、地域支援員を配置して、関係機関や地域福祉関係者との連携を図ったり、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援します。

◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供  
 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供基盤の充実  
 のほか、障がいのある人に対する交通費助成等の支給など、円滑  
 なサービス提供に努めます。

**分野3 保健・医療**

●基本施策	
基本施策1	障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
基本施策2	障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
基本施策3	精神保健・医療の充実

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図ります。
- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な重度障がいのある人に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

**重点取組 (例)**

◆ 乳幼児健康診査

4 か月児、10 か月児 (再来)、1 歳 6 か月児、3 歳児、  
 5 歳児に対して健康診査を実施し、運動機能や精神発達の  
 遅滞等を早期に発見し、障がいの進行を未然に防止す  
 るとともに、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

◆<sup>せいしん か きゅうきゅう い りょうたいせい じゅうじつ</sup>精神科救急医療体制の充実

<sup>せいしん か しょ ききゅうきゅう い りょう とりくみ</sup>精神科初期救急医療の取組として平成<sup>へいせい</sup>26年度から札幌市で導<sup>ねん ど さっぽろ し どう</sup>  
入した全国初の取組となる「<sup>あんしん かーど</sup>こころの安心カード」の普及啓発や、  
より円滑な<sup>えんかつ せいしん か きゅうきゅう い りょうたいせい</sup>精神科救急医療体制のあり方などを検討します。

分野4 <sup>せいかつかんきょう</sup>生活環境

●<sup>きほんしさく</sup>基本施策

<sup>きほんしさく</sup>基本施策1 <sup>ばりあふりーもと</sup>バリアフリーに基づくまちづくりの推進<sup>すいしん</sup>

<sup>きほんしさく</sup>基本施策2 <sup>す かくほ</sup>住まいの確保

- <sup>すべ しみん しき つう あんしん あんぜん く</sup>全ての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、  
<sup>ばりあふりーしんぽう さっぽろしふくし じょうれい もと けんちくぶつ</sup>バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や  
<sup>どうろ ばりあふりーか すす おお ひと あんぜん かいてき</sup>道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適  
<sup>りょう ゆにばーさるでざいん</sup>に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。
- <sup>しょう しょう ひと ちいき あんしん く</sup>障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループ  
<sup>ほーむ せいびとう す ば じゅうじつ はか ちいき じゅうたく</sup>ホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅  
<sup>かんけい じぎょうしゃとう たい しょう ひと りかい そくしん</sup>関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

<sup>じゅうてんとりくみ れい</sup>重点取組 (例)

◆<sup>ばりあふりー きほんこうそう もと せいび すいしん</sup>バリアフリー基本構想に基づく整備推進

<sup>すべ ひとびと あんしん く わ へだ な しゃいかつどう さんか</sup>全ての人が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加で  
<sup>めざ ばりあふりーか そくしん</sup>きるまちづくりを目指し、バリアフリー化をさらに促進します。

◆<sup>ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう</sup>地下鉄・市電における安全対策等

<sup>ちかてつえきほーむ かどうしきほーむ さく せっち ろめん でんしゃていりゅうじょう</sup>地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵の設置や、路面電車停留場の  
<sup>ばりあふりーか しんがたていしょうしゃりょうどうにゅう しょう ひと</sup>バリアフリー化・新型低床車両導入など、障がいのある人など  
<sup>あんしん ちかてつ しでん りょう とりくみ すす</sup>が安心して地下鉄・市電を利用できるよう取組を進めます。

● **基本施策**

- 基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 基本施策 2 早期療育の充実
- 基本施策 3 学校教育の充実
- 基本施策 4 卒業後の支援

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。
- ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。

重点取組 (例)

- ◆子ども発達支援総合センターの開設等  
 医療・福祉の両面から、適切な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センターを開設し、札幌市全体の児童療育機能の向上を目指します。

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」(※1)や、「学びのサポーター」(※2)の活用により教育的支援の充実を図ります。

※1 サポートファイルさっぽろ

保護者が子どもの成長を記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのもの。

※2 学びのサポーター

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教員の補助として、学校生活の中で必要となる支援を行う有償ボランティア。

分野6 雇用・就労

●基本施策

基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

基本施策2 雇用の場の拡充(一般就労、福祉的就労)

基本施策3 福祉的就労における工賃向上

基本施策4 福祉施設から一般就労への移行推進

○国の障がい者雇用推進部署(ハローワーク等)などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

○国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

- 障害者総合支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。
- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

**重点取組（例）**

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局において調達を推進します。

**分野7 情報・コミュニケーション**

● 基本施策

基本施策 1 情報バリアフリー化の推進

基本施策 2 情報提供の充実

基本施策 3 意思疎通支援体制の充実

- 障がいのある人が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、拡大文字、漢字へのルビふり、情報通信やコミュニケーション支援ボードの活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

※ 情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

- 冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。
- 障がい特性に応じた意思疎通支援体制の充実に努めます。

重点取組 (例)

◆点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある人のために、広報さっぽろの点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行するなど、市政情報の点字・音声による情報提供の充実に努めます。

◆意思疎通支援事業の円滑な提供

手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

分野 8 スポーツ・文化

●基本施策

基本施策 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

- 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるよう、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

重点取組 (例)

◆障がい者スポーツ大会の開催

障がいのある人がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、障がいのある人に関する市民の理解促進を図ります。

● 基本施策

基本施策 1 災害や雪に強いまちづくりの推進

基本施策 2 災害時における支援の推進

基本施策 3 地域における見守り活動の推進

基本施策 4 消費者被害の防止

○市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

○災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。

○災害発生時や避難場所において、さまざまな障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。

○障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

○障がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

重点取組 (例)

◆ 災害時における避難支援の仕組みづくり

災害時の避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、運用方法について早急に検討を進めます。

併せて、災害が発生した場合には、収容避難場所での生活が困難な人を社会福祉施設等に移送するなどの支援体制の構築を推進します。

◆ 知的障がいのある人の見守り事業

障害福祉サービスを受けていない知的障がいのある人の現況を把握し、サービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施するとともに、市民の知的障がいに対する理解を深めます。

分野 10 差別の解消・権利擁護

● 基本施策

- 基本施策 1 障がいを理由とする差別の解消
- 基本施策 2 権利擁護等の推進
- 基本施策 3 障がい者虐待防止の推進

- 国の基本方針に基づき、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた準備を進めるとともに、施行後の適切な運用に努めます。
- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

重点取組 (例)

◆ 障害者差別解消法の円滑な施行

職員対応要領や相談体制の整備等を進め、障がいのある人の差別の解消の推進と、合理的配慮の提供に取り組みます。

◆ 障がい者虐待防止対策等の推進

障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待予防や早期発見に努めるとともに、障がい者虐待相談窓口において虐待通報・相談の受付を行います。

分野 11 行政サービスにおける配慮

● 基本施策

基本施策 1 行政サービスにおける配慮

基本施策 2 情報提供の充実（再掲）

- 行政サービスの提供等にあたっては、行政機関の職員に、障がいのある人への理解を促進するとともに、合理的な配慮を行います。

重点取組（例）

◆ 職員に対する障がい者理解の促進

研修等を通じ、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

◆ 様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットなどは、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビふり等、読みやすくする工夫に努めます。

# しょう ふくし けいかく ぶ 〈障がい福祉計画の部〉

## しょう ふくし けいかく きほん りねん 障がい福祉計画の基本理念

- (1) しょう しゃ じ こけつてい そんちよう い しけつてい しえん  
障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) いちげんてき しょうがいふくし さーびす じつしとう  
一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) にゅうしょとう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん しゅうろう しえんとう  
入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等  
かだい たいおう さーびす きばん せいび  
の課題に対応したサービス基盤の整備

## しょうがいふくし さーびすとう きほんてき かんが かつ 障害福祉サービス等についての基本的な考え方

- (1) どこでも必要な訪問系サービスを保障  
ひつよう ほうもんけい さーびす ほしょう
- (2) 希望する障がい者に日中活動系サービスを保障  
きぼう しょう しゃ にちちゅうかつどうけい さーびす ほしょう
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備  
ぐるーぷ ほーむとう じゅうじつおよ ちいきせいかつ しえんきよてんとう せいび
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進  
ふくし しせつ いっぱんしゅうろう いこうとう すいしん
- (5) 各種ニーズに対応する相談支援体制の構築  
かくしゅにーず たいおう そうだん しえんたいせい こうちく
- (6) 障害児通所支援及び障害児入所支援の充実  
しょうがい じつうしよ しえんおよ しょうがい じにゅうしよ しえん じゅうじつ

## へいせい ねん ど せい か もくひょう 平成 29 年度の成果目標

### しょうがいふくし さーびす かん もくひょう 障害福祉サービスに関する目標

こうもく 項目	もくひょう ち 目標値	びこう 備考
にゅうしよ しせつ にゅうしよしゃ 入所施設の入所者の ちいきせいかつ いこうしゃすう 地域生活への移行者数	260 人	へいせい ねん がつ 平成 26 年 4 月から
にゅうしよ しせつ にゅうしよしゃすう 入所施設の入所者数 げんしやう みこみすう の減少見込数	86 人	へいせい ねん がつ るいけい 平成 30 年 3 月までの累計

こゝもく 項目	もくひょう ち 目標値	びこゝ 備考
ち いきせいかつ し えんきよてんとう 地域生活支援拠点等の せい び 整備	1 か所 しよ	へいせい ねん ど まつ すく 平成 29 年度末までに少なくとも も 1 か所せい び も 1 か所整備する。
ふくし し せつ いっぱんしゅう 福祉施設から一般 就 ろう い こうしゃすう 労への移行者数	600 人 にん	へいせい ねん ど ふくし し せつ 平成 29 年度において福祉施設 たいしよ いっぱんしゅうろう ひと かず を退所し、一般 就 労した人の数
しゅうろう い こう し えん じ ぎょう 就 労移行支援事業の り ようしゃすう 利用者数	1,180 人 にん	へいせい ねん ど げつ あ 平成 29 年度の 1 か月当たりの り ようしゃすう 利用者数
にゅういんちゅう せいしんしゅう 入院中の精神障がい しゃ ち いき い こう し えん り 者の地域移行支援の利 ようしゃすう 用者数	60 人 にん	へいせい ねん ど ねんかんじつ り ようしゃすう 平成 29 年度の年間実利用者数 さっぽろ し どく じ せってい もくひょう (札幌市独自に設定する目標)

しょう ひと たい り かいそくしん かん もくひょう  
障がいのある人に対する理解促進に関する目 標  
さっぽろ し どく じ せってい もくひょう  
(札幌市独自に設定する目標)

こゝもく 項目	すう ち もくひょう 数値目 標	びこゝ 備考
しょう ひと ちいき 障がいのある人にとって地域 く で暮らしやすいまちであると おも しょう ひと わりあい 思う障がいのある人の割合	60%	
しょう ひと ちいき 障がいのある人にとって地域 く で暮らしやすいまちであると おも ひと わりあい 思う人の割合	50%	

サービス見込量一覧 (主なもの)

訪問系サービス

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護	利用人数	4,976	5,206	5,443
	時間 / 月	171,293	184,115	196,037

主な日中活動系サービス

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
生活介護	利用人数	4,712	4,817	4,914
	人日 / 月	91,800	94,055	96,075
就労移行支援	利用人数	920	1,050	1,180
	人日 / 月	17,204	19,635	22,066
就労継続支援 (A型)	利用人数	2,175	2,817	3,563
	人日 / 月	43,405	56,158	71,207
就労継続支援 (B型)	利用人数	5,170	6,068	7,171
	人日 / 月	91,729	108,343	129,667

おも きょじゅうけい さーびす  
 〈主な居住系サービス〉

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	利用人数	2,649	2,895	3,172
施設入所支援	利用人数	2,115	2,094	2,073

しょうがいじつうしょしえん  
 〈障害児通所支援〉

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	利用人数	2,836	3,231	3,728
	人日/月	31,199	35,946	42,360
医療型 児童発達支援	利用人数	53	53	53
	人日/月	441	441	441
放課後等 デイサービス	利用人数	3,806	4,862	6,176
	人日/月	37,305	49,709	64,589
保育所等 訪問支援	利用人数	43	59	72
	人日/月	47	65	82

※利用人数：月間の利用人数（実人数）

※時間/月：月間のサービス提供時間数

※人日/月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用人数」で算出されるサービス量

しょう しゃぶらん かいていばん がいようばん  
さっぽろ障がい者プラン (改定版) 〈概要版〉

けいかく きかん へいせい ねん ど  
計画期間：平成 24～29 年度

---

へいせい ねん (2015 ねん) がつはっこう  
平成 27 年 (2015 年) 3 月発行

きかく へんしゅう  
企画・編集

さっぽろし ほけんふくし きょくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくし か  
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部障がい福祉課

〒 060-8611 さっぽろし ちゅうおう くきた じょうにし ちょうめ  
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

でんわ 011-211-2936

ふあくす  
ファクス 011-218-5181

ほーむぺーじ  
ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/>